
* 柏原市議会定例会議案 *
* 条例案件参考資料 *
* 平成29年第4回 *
* *****

(平成29年11月30日)

条例案件参考資料

平成29年11月30日 定例会

議案等番号	議案等名	ページ
議案第97号	柏原市事務分掌条例の一部改正について	1
議案第98号	使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	2
議案第99号	柏原市高齢者福祉金給付条例の廃止について	19
議案第100号	柏原市道路占用料条例等の一部改正について	20
議案第101号	柏原市立堅上小学校スクールバス負担金条例の制定について	21

議案第97号 柏原市事務分掌条例の一部改正について

【改正の理由】

庁舎整備の推進体制の構築、国や大阪府の制度改革を踏まえた保健、医療、福祉の連携による総合的な地域ケアの実現を目的とした機構改革に伴うもの。

【改正内容】

総務部に庁舎整備室を設置することから、第2条総務部の項に「庁舎の整備に関すること。」を追加

市民部の保険年金課を健康福祉部に移設することから、第2条市民部の項から「国民健康保険及び国民年金に関すること。」を削り、同内容を同条健康福祉部の項に追加

【施行期日】

平成30年4月1日

※【柏原市事務分掌規則における改正】

効果的、効率的なインフラ整備の実施や予防的維持管理の推進を図るため、都市デザイン部内の課の組織再編

都市計画課	都市計画係 建築指導係 施設監理係
道路水路管理課	管理係 公共物明示係 交通対策係
道路水路整備課	建設係 維持係
公園緑地課	
用地課	



都市政策課	都市計画係 整備係（旧建設係＋旧公園緑地課整備部門） 交通対策係
都市管理課	占用調整係（旧管理係占用部門） 公共物明示係 公園緑地係（旧公園緑地課維持管理部門） 維持管理係（旧維持係＋旧管理係管理部門）
都市開発課	開発指導係（旧建築指導係） 公共建築係（旧施設監理係）
用地課	

議案第98号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【改正の理由】

適正な受益者負担への取組として、市内各公共施設の使用料等について見直しを行うもの。

【使用料等の考え方】

使用料等の見直しにあたり、各施設の運営に必要となる経費、貸出面積、貸出可能時間等から算出した基準額をベースに、近隣市の施設の使用料等も勘案したうえで検討を行った結果、現行の使用料等の改定を行う施設は10施設、新たに使用料等を設定する施設は6施設となる。

【今回改正する条例】

柏原市立小学校及び中学校の設置等に関する条例、柏原市運動広場条例、柏原市立公民館条例、柏原市立図書館条例、柏原市立体育館条例、柏原市宮庭球場条例、柏原市立青少年センター条例、柏原市立歴史資料館条例、柏原市民文化会館条例、柏原市立青谷運動場条例、柏原市立男女共同参画センター条例

【主な改正内容】

- 1 各施設の現行の使用料等の額を定めた各条例の別表を改正
- 2 現在、規則で規定している使用料等の減額、免除、還付等の規定を条例に規定
- 3 その他所要の改正

【施行期日】

平成30年7月1日

ただし、柏原市民文化会館条例の一部改正は平成31年7月1日

施設名	区分			現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例
柏原中学校 屋内運動場	体育室	平日	9:00～12:00	—	—	改正後の区分は「日曜日以外」とする	柏原市立小学校 及び中学校の設置等に関する条例	第1条
			13:00～17:00	—	—			
			19:00～21:00	3,000	3,300			
			9:00～21:00	—	—			
		日曜日祝日	9:00～12:00	2,000	2,200	改正後の区分は「日曜日」とする		
			13:00～17:00	3,000	3,300			
			19:00～21:00	3,000	3,300			
			9:00～21:00	8,000	8,800			
	柔剣道室	平日	9:00～12:00	—	—	改正後の区分は「日曜日以外」とする		
			13:00～17:00	—	—			
			19:00～21:00	1,500	1,650			
			9:00～21:00	—	—			
日曜日祝日		9:00～12:00	1,000	1,100	改正後の区分は「日曜日」とする			
		13:00～17:00	1,500	1,650				
		19:00～21:00	1,500	1,650				
		9:00～21:00	4,000	4,400				
運動広場	東山運動広場	市内料金	無料	無料	柏原市運動広場 条例	第2条		
		市外料金	1時間につき	500			550	
	円明運動広場	市内料金	無料	無料				
		市外料金	30分につき	500			550	
		照明使用料	30分につき	350			400	

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例
公民館	本館	2階	多目的室	9:00～12:00	700		
				13:00～17:00	900		
				18:00～21:00	700		
				9:00～17:00	1,600		
				13:00～21:00	1,600		
				9:00～21:00	2,300		
			講座室	9:00～12:00	600		
				13:00～17:00	800		
				18:00～21:00	600		
				9:00～17:00	1,400		
				13:00～21:00	1,400		
				9:00～21:00	2,000		
			実習室	9:00～12:00	900		
				13:00～17:00	1,200		
				18:00～21:00	900		
				9:00～17:00	2,100		
				13:00～21:00	2,100		
				9:00～21:00	3,000		
			和室	9:00～12:00	800		
				13:00～17:00	1,100		
				18:00～21:00	800		
				9:00～17:00	1,900		
				13:00～21:00	1,900		
				9:00～21:00	2,700		

施設名	区分			現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例
公民館	本館	2階	調理室	9:00～12:00	無料	800	柏原市立公民館 条例	第3条
				13:00～17:00		1,100		
				18:00～21:00		800		
				9:00～17:00		1,900		
				13:00～21:00		1,900		
				9:00～21:00		2,700		
	3階	展示室	9:00～12:00	無料	800			
			13:00～17:00		1,100			
			18:00～21:00		800			
			9:00～17:00		1,900			
			13:00～21:00		1,900			
			9:00～21:00		2,700			
		会議室	9:00～12:00	無料	600			
			13:00～17:00		700			
			18:00～21:00		600			
			9:00～17:00		1,300			
			13:00～21:00		1,300			
			9:00～21:00		1,900			

施設名	区分				現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例	
公民館	本館	3階	講堂	9:00～12:00	基本料金	4,000	3,200	夏期、冬期料金を廃止し、一本化	柏原市立公民館条例	第3条
					夏期料金	6,000				
					冬期料金	5,000				
				13:00～17:00	基本料金	5,000	4,300			
					夏期料金	8,000				
					冬期料金	6,000				
				18:00～21:00	基本料金	7,000	3,200			
					夏期料金	9,000				
					冬期料金	8,000				
				9:00～17:00	基本料金	8,000	7,500			
					夏期料金	13,000				
					冬期料金	10,000				
				13:00～21:00	基本料金	11,000	7,500			
					夏期料金	16,000				
					冬期料金	13,000				
				9:00～21:00	基本料金	14,000	10,700			
					夏期料金	21,000				
					冬期料金	17,000				

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例
公民館	国分分館	2階	小会議室	9:00~12:00	400		
				13:00~17:00	500		
				18:00~21:00	400		
				9:00~17:00	900		
				13:00~21:00	900		
				9:00~21:00	1,300		
			中会議室	9:00~12:00	600		
				13:00~17:00	800		
				18:00~21:00	600		
				9:00~17:00	1,400		
				13:00~21:00	1,400		
				9:00~21:00	2,000		
			和室	9:00~12:00	300		
				13:00~17:00	400		
				18:00~21:00	300		
				9:00~17:00	700		
				13:00~21:00	700		
				9:00~21:00	1,000		
			調理室	9:00~12:00	500		
				13:00~17:00	700		
				18:00~21:00	500		
				9:00~17:00	1,200		
				13:00~21:00	1,200		
				9:00~21:00	1,700		

施設名	区分			現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例
公民館	国分分館	3階	大会議室	9:00～12:00	無料	1,000	柏原市立公民館 条例	第3条
				13:00～17:00		1,300		
				18:00～21:00		1,000		
				9:00～17:00		2,300		
				13:00～21:00		2,300		
				9:00～21:00		3,300		
	堅下分館	1階	IT教室	9:00～12:00	無料	600		
				13:00～17:00		800		
				18:00～21:00		600		
				9:00～17:00		1,400		
				13:00～21:00		1,400		
				9:00～21:00		2,000		
			学習室	9:00～12:00	無料	300		
				13:00～17:00		400		
				18:00～21:00		300		
				9:00～17:00		700		
				13:00～21:00		700		
				9:00～21:00		1,000		
			会議室	9:00～12:00	無料	200		
				13:00～17:00		300		
				18:00～21:00		200		
				9:00～17:00		500		
				13:00～21:00		500		
				9:00～21:00		700		

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例	
公民館	堅下分館	2階	会議室	9:00～12:00	1,100		柏原市立公民館 条例	第3条
				13:00～17:00	1,500			
				18:00～21:00	1,100			
				9:00～17:00	2,600			
				13:00～21:00	2,600			
				9:00～21:00	3,700			
			和室	9:00～12:00	300			
				13:00～17:00	400			
				18:00～21:00	300			
				9:00～17:00	700			
				13:00～21:00	700			
				9:00～21:00	1,000			
			小会議室	9:00～12:00	200			
				13:00～17:00	300			
				18:00～21:00	200			
				9:00～17:00	500			
				13:00～21:00	500			
				9:00～21:00	700			

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例		
図書館	国分図書館	多目的室	9:00～12:00	3,000	3,200	会議室の貸出区分を半面に変更	柏原市立図書館 条例	第4条	
			13:00～17:00	4,000	4,200				
			18:00～21:00	3,000	3,200				
			9:00～17:00	7,000	7,400				
			13:00～21:00	7,000	7,400				
			9:00～21:00	10,000	10,600				
		会議室	9:00～12:00	1,200	600				会議室1
				600	会議室2				
			13:00～17:00	1,600	800				会議室1
					800				会議室2
			18:00～21:00	1,200	600				会議室1
					600				会議室2
			9:00～17:00	2,800	1,400				会議室1
					1,400				会議室2
13:00～21:00	2,800	1,400	会議室1						
		1,400	会議室2						
9:00～21:00	4,000	2,000	会議室1						
		2,000	会議室2						

施設名	区分			現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例	
体育館	市立体育館	全面	9:00～12:00		3,000	3,300		柏原市立体育館 条例	第5条
			13:00～17:00		4,000	4,400			
			18:00～21:00		6,000	6,600			
			9:00～21:00		12,000	13,200			
		片面	9:00～12:00		1,500	1,650			
			13:00～17:00		2,000	2,200			
			18:00～21:00		3,000	3,300			
			9:00～21:00		6,000	6,600			
		トレーニング室	1人3時間以内	一般	200	220			
				高齢者 障害者	100	110			
	卓球室	卓球台1台1 時間につき	一般 高齢者 障害者 児童又は 生徒	200	220				
	第二体育館	全面	9:00～12:00		2,000	2,200			
			13:00～17:00		3,000	3,300			
			18:00～21:00		4,000	4,400			
			9:00～21:00		8,000	8,800			

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例
庭球場	片山庭球場	市内料金	900	990		柏原市営庭球場 条例	第6条
		市外料金	1,200	1,320			
		照明利用料金	500	550			
	堅下庭球場	市内料金	500	550			
		市外料金	750	830			
青少年センター	学習室	9:00～11:30	無料	500		柏原市立青少年 センター条例	第7条
		11:30～13:30		400			
		13:30～16:00		500			
		16:00～18:30		500			
		18:30～21:00		500			
	多目的ホール	9:00～11:30	無料	700			
		11:30～13:30		600			
		13:30～16:00		700			
		16:00～18:30		700			
		18:30～21:00		700			
歴史資料館	入館料	中学生以下	無料	無料		柏原市立歴史資料館 条例	第8条
		高校生、大学生		200			
		上記以外（1人1回につき）					
	年間入館料	中学生以下		無料			
		高校生、大学生		600			
		上記以外（1人1年につき）					

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例
市民文化会館	大ホール	平日	9:00～12:00	29,000	30,000		
			13:00～17:00	44,000	46,000		
			18:00～22:00	51,000	53,000		
			9:00～17:00	70,000	73,000		
			13:00～22:00	88,000	92,000		
			9:00～22:00	110,000	115,000		
		休日	9:00～12:00	38,000	39,000		
			13:00～17:00	57,000	59,000		
			18:00～22:00	66,000	69,000		
			9:00～17:00	91,000	95,000		
			13:00～22:00	114,000	119,000		
			9:00～22:00	143,000	150,000		
	大ホール楽屋	楽屋1	9:00～12:00	600	600		柏原市民文化会館条例
			13:00～17:00	800	800		
			18:00～22:00	800	800		
			9:00～17:00	1,400	1,500		
			13:00～22:00	1,600	1,700		
			9:00～22:00	2,200	2,300		
		楽屋2	9:00～12:00	300	300		
			13:00～17:00	400	400		
			18:00～22:00	400	400		
9:00～17:00			700	700			
13:00～22:00			800	800			
9:00～22:00			1,100	1,200			

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例	
市民文化会館	大ホール楽屋	楽屋 3	9:00~12:00	300	300		柏原市民文化会館条例	第9条
			13:00~17:00	400	400			
			18:00~22:00	400	400			
			9:00~17:00	700	700			
			13:00~22:00	800	800			
			9:00~22:00	1,100	1,200			
		楽屋 4	9:00~12:00	1,100	1,200			
			13:00~17:00	1,500	1,600			
			18:00~22:00	1,500	1,600			
			9:00~17:00	2,600	2,700			
			13:00~22:00	3,000	3,200			
			9:00~22:00	4,100	4,300			
		楽屋 5	9:00~12:00	1,000	1,100			
			13:00~17:00	1,300	1,400			
			18:00~22:00	1,300	1,400			
			9:00~17:00	2,300	2,400			
			13:00~22:00	2,600	2,700			
			9:00~22:00	3,600	3,800			
	小ホール	平日	9:00~12:00	8,000	8,000			
			13:00~17:00	12,000	12,000			
			18:00~22:00	14,000	14,000			
			9:00~17:00	19,000	19,000			
			13:00~22:00	24,000	25,000			
			9:00~22:00	30,000	31,000			

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例	
市民文化会館	小ホール	休日	9:00～12:00	10,000	10,000		柏原市民文化会館条例	第9条
			13:00～17:00	16,000	16,000			
			18:00～22:00	18,000	18,000			
			9:00～17:00	25,000	26,000			
			13:00～22:00	31,000	32,000			
			9:00～22:00	39,000	40,000			
	小ホール楽屋	楽屋1	9:00～12:00	400	400			
			13:00～17:00	600	600			
			18:00～22:00	600	600			
			9:00～17:00	1,000	1,100			
			13:00～22:00	1,200	1,300			
			9:00～22:00	1,600	1,700			
		楽屋2	9:00～12:00	400	400			
			13:00～17:00	600	600			
			18:00～22:00	600	600			
			9:00～17:00	1,000	1,100			
			13:00～22:00	1,200	1,300			
			9:00～22:00	1,600	1,700			
		楽屋3	9:00～12:00	300	300			
			13:00～17:00	400	400			
			18:00～22:00	400	400			
			9:00～17:00	700	700			
			13:00～22:00	800	800			
			9:00～22:00	1,100	1,200			

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例	
市民文化会館	レセプションホール	平日	9:00～12:00	3,200	3,400		柏原市民文化会館条例	第9条
			13:00～17:00	4,800	5,000			
			18:00～22:00	5,500	5,800			
			9:00～17:00	7,600	8,000			
			13:00～22:00	9,600	10,100			
			9:00～22:00	12,000	12,600			
		休日	9:00～12:00	4,200	4,400			
			13:00～17:00	6,200	6,500			
			18:00～22:00	7,200	7,600			
			9:00～17:00	9,900	10,400			
			13:00～22:00	12,500	13,100			
			9:00～22:00	15,600	16,400			
	レセプションホール控室	9:00～12:00	300	300				
		13:00～17:00	400	400				
		18:00～22:00	400	400				
		9:00～17:00	700	700				
		13:00～22:00	800	800				
		9:00～22:00	1,100	1,200				
	会議室1	9:00～12:00	900	900				
		13:00～17:00	1,200	1,300				
		18:00～22:00	1,200	1,300				
9:00～17:00		2,100	2,200					
13:00～22:00		2,400	2,500					
9:00～22:00		3,000	3,200					

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例	
市民文化会館	会議室 2		9:00～12:00	900	900			
			13:00～17:00	1,200	1,300			
			18:00～22:00	1,200	1,300			
			9:00～17:00	2,100	2,200			
			13:00～22:00	2,400	2,500			
			9:00～22:00	3,000	3,200			
	練習室A		平日	9:00～12:00	900			900
				13:00～17:00	1,200			1,300
				18:00～22:00	1,200			1,300
				9:00～17:00	2,100			2,200
				13:00～22:00	2,400			2,500
				9:00～22:00	3,000			3,200
			休日	9:00～12:00	1,200			1,300
				13:00～17:00	1,600			1,700
				18:00～22:00	1,600			1,700
				9:00～17:00	2,700			2,800
				13:00～22:00	3,100			3,300
				9:00～22:00	3,900			4,100
	練習室E		平日	9:00～12:00	900			900
				13:00～17:00	1,200			1,300
				18:00～22:00	1,200			1,300
9:00～17:00				2,100	2,200			
13:00～22:00				2,400	2,500			
9:00～22:00				3,000	3,200			

施設名	区分		現行	改正後	備考	根拠条例	整備条例	
市民文化会館	練習室E	休日	9:00～12:00	1,200	1,300		柏原市民文化会館条例	第9条
			13:00～17:00	1,600	1,700			
			18:00～22:00	1,600	1,700			
			9:00～17:00	2,700	2,800			
			13:00～22:00	3,100	3,300			
			9:00～22:00	3,900	4,100			
青谷運動場	野球場	市内料金	30分につき	500	550		柏原市立青谷運動場条例	第10条
		市外料金		750	830			
		照明利用料金		1,500	1,650			
	テニスコート	市内料金	1時間につき	500	550			
		市外料金		750	830			
		照明利用料金		400	440			
男女共同参画センター	会議室	1時間につき	無料	600		柏原市立男女共同参画センター条例	第11条	
	遊戯室			300				
	応接室			100				

議案第99号 柏原市高齢者福祉金給付条例の廃止について

【廃止の理由】

高齢者に対する福祉金給付事業は、敬老思想の高揚を図り、高齢者の長寿を祝福すること等を目的に実施してきたが、平均寿命の延伸に伴う超高齢化社会の到来により、事業の在り方を検証したところ、一定の給付事業を廃止し、地域包括ケアシステム構築をさらに推進する必要があることから、高齢者福祉金給付事業を廃止するもの。

【施行期日】

平成30年4月1日

議案第100号 柏原市道路占用料条例等の一部改正について

【改正の理由】

道路の占用料の額は、固定資産税評価額（民間における地価水準）等を勘案して算定しており、国が管理する道路は政令で、国が管理する道路以外の道路については道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされている。

国土交通省では「道路占用料制度に関する調査検討会報告書」（平成19年3月）において道路の占用料の改定時期については「3年程度ごとに占用料の改正を検討することが妥当である」との提言を踏まえ、3年ごとに占用料の改定を行っているが、本市では平成10年に占用料の額の改定を行ってから現在まで占用料の額を据置きとしてきた。今般、地価水準の下落等により、平成10年時点に算定した占用料の額との乖離が大きくなったことから改定を行うものである。

【この条例で改正する条例】

柏原市道路占用料条例、柏原市都市公園条例、柏原市準用河川占用料条例及び柏原市法定外公共物管理条例

【主な改正内容】

- 1 占用料の額の見直しを行う。基本的な考え方は次の算式による。
占用料の単価 = 道路単価 × 使用料率 × 占用面積（× 修正率）
- 2 占用料を徴収する占用物件の細分化も政令（道路法施行令）を参考に行う。
- 3 既存の占用物件について、細分化により占用料が大幅に増額となる場合（前年度の占用料の額の1.2倍を超える場合）には、平成30年度及び平成31年度については激変緩和措置（前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額を占用料とする措置）を設け、平成32年度から規定どおりの額とする。

【施行期日】

平成30年4月1日（経過措置あり）

議案第101号 柏原市立堅上小学校スクールバス負担金条例の制定について

【制定の理由】

適正な受益者負担への取組として、スクールバスを利用する児童の保護者からその運行に係る経費の一部負担を求める条例を制定するもの。

【主な制定内容】

- 1 負担金の額は、児童1人につき月額1,000円とし、8月分は徴収しない。
- 2 負担金の納入期限は、スクールバスを利用した月の翌月末とする。
- 3 月の初日から末日までにわたり、学校保健安全法の規定による出席停止の指示を受けたとき等は負担金を免除する。

【施行期日】

平成30年4月1日